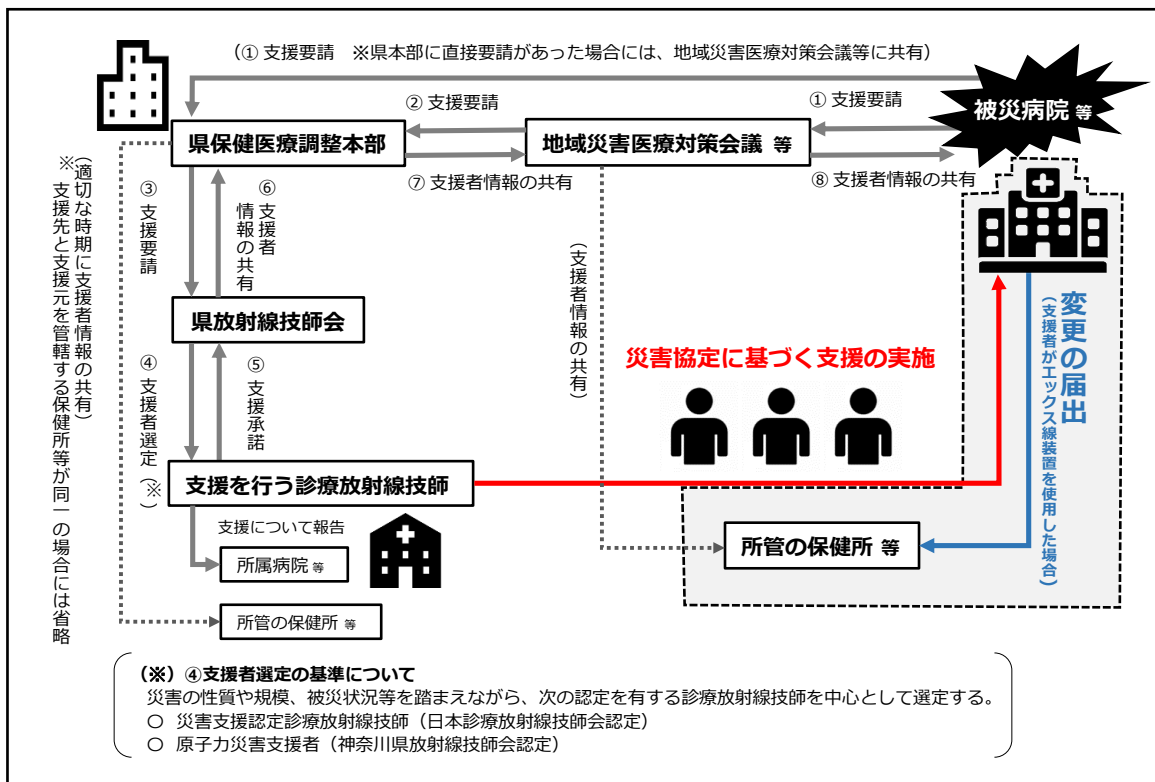


災害時における診療放射線技師の派遣支援スキーム及び 支援先でのエックス線装置の使用に係る取扱いについて

1. 災害時における診療放射線技師の派遣支援スキーム



2. 支援先（被災病院等）でのエックス線装置の使用に係る取扱い

(1) 支援を行う診療放射線技師の対応

- ・ 診療放射線技師の身分が証明できる物を提示し、支援先にコピー等の保管を依頼する。 (身分が証明できる物の例：診療放射線技師免許証、職員証 等)
- ・ 放射線管理区域内においては、所属機関で使用している放射線測定器を装着し、所属機関は、支援期間中を含む期間の測定結果の管理・記録を行う。 (電離放射線障害防止規則第八条、第九条関係)
- ・ 照射の指示を受けた医師又は歯科医師の署名入りの照射録を作成する。
- ・ 支援先と自所属に対して支援期間等の記録を残し、照射録との矛盾がないことを証明できる状態にする。

(2) 支援を受ける被災病院等の対応

- ・ 支援者の身分証の確認を行い、そのコピー等を保管する。
- ・ 支援者の支援期間等を記録する。
- ・ 所管区域の保健所等に変更の届出(※)を行う。 (支援者がエックス線装置を使用した場合)

(※) 医療法第十五条第3項、医療法施行規則第二十四条第十項及び第二十四条の二関係
災害協定に基づく支援に限り、エックス線診療に従事する者の変更の届出について、通常どおりの手続きを行う事が困難な場合、事後の適切な時期にまとめて届け出ることを可能とする。
 なお、その際の届出事項の記載方法については、所管区域の保健所等の指示に従うものとする。